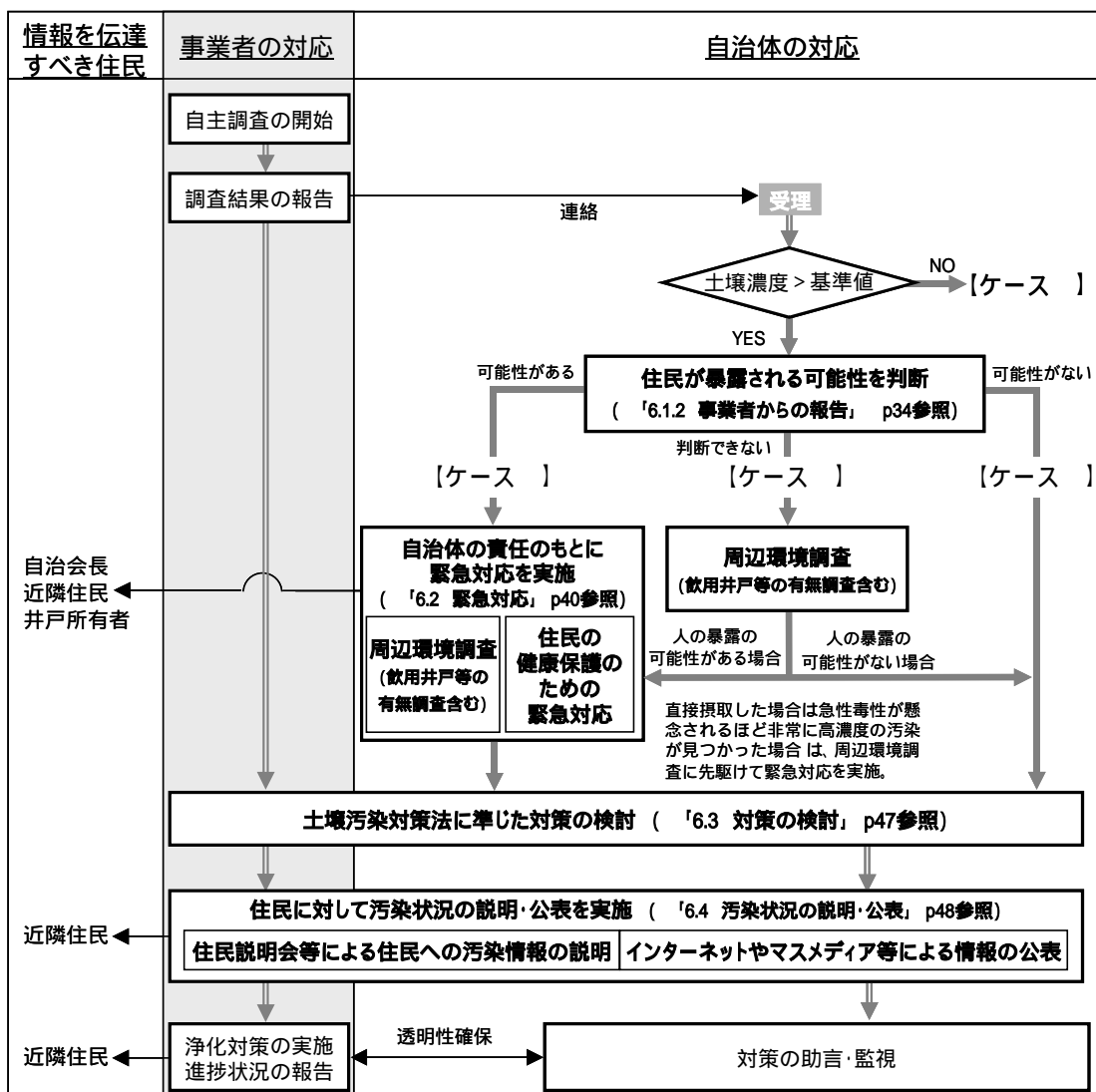


7. 自主調査におけるリスクコミュニケーション

本章では、6章で述べた第3条調査に対して、自主調査におけるリスクコミュニケーションで異なる点を中心に解説します。第3条調査との大きな違いは、汚染判明のきっかけとなる調査が事業者の主体性に基づき行われる点であり、操業中の事業場でも調査が実施されることがあります。情報公開などは事業者により主体的に行われることが望めますが、本ガイドラインは自治体職員向けであるため、一義的に自治体が行うべき役割について記載します。

なお、この場合でも本来4条調査の対象となるもの(「コラム12」 p72 参照)については、指定区域台帳記載に類した情報の公表が必要となるでしょう。

図11 事業者の自主調査におけるコミュニケーションの流れ



(参考)自主的対応により対策を行っている場合でも、対策が滞る場合には、本来法律の第4条の調査命令の対象となるものについては、都道府県が4条調査命令を発出して事業者に対策を実施させることもできます。

7.1 敷地内調査と対策の実施

(1) 自主調査の促進

事業者が自主的に土壌調査を行うきっかけは様々です。

アンケート結果では、事業者が自主調査をするきっかけとして、法律の改正に伴う自主調査や、事業所内の定期調査、漏洩など汚染事故の調査などがあげられました。この他、事業所のISO14000s取得に伴うもの、本社の指示によるもの、事業拡張に伴う建築物の建設に伴うものなどもありました。また、最近では事業集約・経営改革を契機とした工場閉鎖、土地売却が急増しており、土壌汚染が発見されるケースが増える傾向もあります。

いずれの場合においても、事業者が自主的に行う調査であるため、事業者から結果の連絡を受けるまでは自治体が関与する機会がありません。そのため、調査方法や結果の取扱いについては事業者の主体性にかかっているとと言えます。そこで、自治体としては、日頃から以下のようなことが実施されるよう指導・要請することが望まれます。

- 1) 自主的調査の際も、できるだけ法律に基づく調査に準じた手法で調査を実施する。
また、その際は指定調査機関など技術的に信頼のおける機関に調査を依頼する。
- 2) 測定結果を基準値の超過の有無にかかわらず報告してもらう。

(2) 調査結果の報告と対策の実施

自治体は、事業者から測定データが提出されたら、必要に応じて自治体が周辺環境調査を行い、周辺の土壌や地下水の汚染の有無、汚染範囲や程度を把握して、住民が暴露される可能性を「6.1.2 事業者からの報告」に従って判断します。ケース分類を行ったら、表6に従って事業者に対して適切な対策についての助言、指導を行います。

また、第3条調査及び第4条調査と異なり、自主調査の結果は原則として指定区域台帳に記載されません。このため、都道府県等において台帳に類するものを準備し、事業者から提出された情報は整理しておきましょう。

住民の健康保護のための緊急対応、周辺環境調査や住民への汚染状況の説明、情報の公表は第3条調査と同じですが、住民説明・情報提供は基本的に事業者が主体となって進めることとなります。以下に、第3条調査と異なる点について、ケース毎に説明します。

表6 自主調査における自治体の実施事項と事業者への指導・助言事項

		【ケース 1】	【ケース 2】	【ケース 3】	【ケース 4】
自治体 が 実施 する 項目	台帳への記載	-	-	-	-
	6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応	-	2	2、3	-
	6.2.2 周辺環境調査	-			-
	6.4.1 住民への汚染状況の説明	-	1	同席・参加	
	6.4.2 情報の公表	-	1	同席・参加	
事業者 へ 指導・ 助言 する 項目	6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応	-	- 2	- 2	-
	6.4.1 住民への汚染状況の説明				
	6.4.2 情報の公表				

自治体の実施主体

基本的には事業者に助言し、事業者の判断に任せるが、汚染の濃度範囲等を助産し重大な事案と考えられる場合には事業者
に実施を指導する

事業者に助言し、基本的には事業者の判断に任せる

- 1 事業者が実施する場合は連携を図る。
- 2 必要に応じて事業者へ協力を求める。
- 3 通常は周辺環境調査の結果人への暴露がある場合に行うが、直接摂取した場合は急性毒性が懸念されるほど非常に高濃度の汚染が見つかった場合には周辺環境調査に先駆けて行う

【ケース 1】溶出量基準値・含有量基準値共に超過がない場合

第3条調査の【ケース 1】(p37 参照) に従います。

【ケース 2】地下水の飲用又は土壌の摂食により住民が暴露される可能性がある場合（施行令第5条の要件に合致する又はその可能性が情報不足で判断できないケース）

自治体が住民の健康保護のための緊急対応や周辺環境調査を実施する場合は、事業者に協力を要請します。その後の住民説明会等による周辺住民への汚染状況の説明や情報の公表は、事業者を実施を指導し、自治体は同席又は共同実施という形で参加して、周辺環境調査の結果や住民への健康影響の有無等について説明します。

まさに住民への健康被害が懸念される場合で、事業者に対して指導助言をしたにもかかわらず事業者が実施しない場合は、自治体が直接汚染に曝露される可能性のある住民に対してこれらの対応を行います。

【ケース 3】周辺環境に汚染が拡大しているおそれがあるが、地域で地下水の飲用の有無を完全に確認できていない場合（施行令第5条の要件に合致しないことが完全には否定できないケース）

第3条調査の【ケース】(p38 参照)に従います。(ただし、周辺環境調査後の住民への汚染状況の説明と情報の公開については、周辺環境調査の結果により【ケース】又は【ケース】のいずれかに従います。)

【ケース】住民が暴露される可能性がない場合(施行令第5条の要件に合致しないことが明らかなケース)

住民への汚染状況の説明や情報の公表の実施は助言しますが、基本的には事業者の判断に任せます。事業者がこれらを実施する場合、自治体も同席又は参加することが望ましいでしょう。

7.2 対策の実施と自治体の役割

【ケース】においては、自治体は土壤汚染対策法に基づく措置を参考にしつつ適切な対応を事業者と協議して決定することが必要です。

対策が確実に実行されている場合には、自治体は対策の進捗とモニタリング結果を監視し、必要に応じて技術的なアドバイスを行うことが望まれます。